

【イギリス】 2015 年現代の奴隷制法

海外立法情報課 岡久 慶

* イギリスは今世紀に入ってから人身取引を禁止する規定を幾つも制定してきたが、人身取引に加え、強制労働、性的搾取等は依然大きな問題であり続けている。2015 年 3 月 26 日、こうした犯罪への対応を統合する形で、2015 年現代の奴隷制法が制定された。

1 はじめに

現代の奴隷制とは奴隷状態又は隷属状態、強制労働、人身取引等を包含した概念であり、現在世界中で 2900 万人がこの状態にあるといわれる。イギリスは米 국무省が毎年刊行する「人身売買に関する年次報告書」において、常に最上位の階層に位置づけられているが、2013 年の内務省調査では 1 万人から 1 万 3000 人が奴隷状態に置かれていると見積もられ、その中には立場が弱く搾取対象になり易い移民だけでなく、イギリス国籍者も少なからず含まれている。

2013 年 12 月、メイ（Theresa May）内相は、現代の奴隷制は移民問題と絡んだ人身取引に限らない世界的な組織犯罪であり、これに対応する強いメッセージを発することが必要であるとして、2015 年 3 月 26 日、2015 年現代の奴隷制法（Modern Slavery Act 2015 c.30）を成立させた。この法律は本則 7 部 62 か条と附則 5 から構成される。以下に主な規定を解説する。

2 主要規定の概説

(1) 犯罪規定と罰則（第 1 部）

- ・ 他人を奴隷状態（slavery）、隷属状態（servitude）に置き、強制労働（forced or compulsory labour）を行わせることを禁止する（注 1）2009 年検視官及び司法法（Coroners and Justice Act 2009 c.71）第 70 条を廃止し、これらの犯罪と罰則を再規定する。改正点は次のとおりである。①当該犯罪の有無を判断するに当たって、児童であること、家族関係又は心身の疾病等被害者の置かれた弱い立場、及び強制労働に関してはこれが搾取（後述）に該当するか否かを配慮できることとする。②被害者の同意があっても犯罪が成立しうることを明記する。③最高刑を 14 年の拘禁刑から無期に延長する。
- ・ 性的搾取を目的とした人身取引を禁止する 2003 年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003 c.42）第 59A 条、その他の搾取を目的とした人身取引を禁止する 2004 年庇護及び移住（申請者の処遇等）法（Asylum and Immigration (Treatment of Claimants, etc) Act 2004 c.19）を廃止し、これらの犯罪と罰則を再規定する。改正点は次のとおりである。①すべての搾取をまとめて禁止する。②被害者の同意があっても犯罪が成立しうることを明記する。③最高刑を 14 年の拘禁刑から無期に延長する。
- ・ 搾取とは次のものをいう。①他人を奴隷状態、隷属状態に置き、強制労働を行わせることに加え、レイプ、性的暴行、売春、児童ポルノ等を含む性的搾取、臓器提供の強制及

び奨励、その他強制又は虚偽を用いて何らかの行為をさせること全般を含む。

(2) 裁判所の命令（第2部）

- ・裁判所に、裁判の判決を下すとき、又は警察等からの申請があったとき、「奴隷制及び人身取引防止命令」を定める権限を与える。命令対象者は奴隷制又は人身取引への関与で裁判にかけられ、有罪宣告、心神喪失又は行為無能力による無罪宣告、若しくは警告を受けた者でなければならない。命令対象者は、命令に定められた期間又は最短でも5年の間、指定された行動（後述）を禁じられる。
- ・裁判所に、警察等からの申請があったとき、「奴隷制及び人身取引リスク命令」を定める権限を与える。命令対象者は奴隷制又は人身取引に関与する可能性があるとして裁判所が認めた者でなければならない。命令対象者は、命令に定められた期間又は最短でも2年の間、指定された行動（後述）を禁じられる。
- ・指定された行動とは、児童と関わる仕事を行うこと、雇用に関わる仕事を行うこと、又は指定された国への渡航等をいう。
- ・命令に違反した場合、最高で5年の拘禁刑を科される。

(3) 船舶の臨検（第3部）

警察官及びその他の執行官（税関、軍人等）が、あらゆる水域に所在するイギリス国籍の船舶、自国及び国際水域に所在する無国籍船舶、自国水域に所在する外国籍船舶等に対して、奴隷制及び人身取引の防止を目的として臨検を行うことを可能とする。ただし外国水域での臨検に際しては、該当する国又は領域の同意及び国務大臣の認可が必要となる。

(4) 独立反奴隷制委員（第4部）

国務大臣は独立反奴隷制委員（以下「委員」という。）を任命し、奴隷制及び人身取引の防止、探知、調査及び訴追、並びに被害者の認定のための適切な実務指針のための報告書作成、勧告提出、教育及び訓練の提供、公共機関の諮問対応等を行う。委員はこうした目標を達成するために、戦略計画を国務大臣に提出することを義務づけられる。戦略計画は1年以上3年以下の期間を扱うものとし、当該期間が切れる前に新しい計画を用意しなければならない。また委員は、戦略計画の達成に関する年次報告書を国務大臣に提出しなければならない。

(5) 被害者の保護（第5部）

人身取引の被害者が強制される形で犯罪を行った場合、これまではこれを訴追するか否かについては、控訴局が法制化されていない内部指針に基づいて判断を行っていた。これを法制化、かつ詳細化し、18歳以上の者であれば、奴隷状態又は搾取に起因する強制が証明できれば無罪とし、18歳未満の者であれば奴隷状態又は搾取の被害者であることが証明できれば無罪となる。なお、殺人のような重大犯罪に対しては、この免除は適用されない。

注（インターネット情報は2015年7月17日現在である。）

- (1) 奴隷状態、隷属状態、及び強制労働は欧州人権条約第4条に則って解釈する。 *Explanatory Notes Modern Slavery Act 2015, 26 March 2015, para. 18.* <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/notes/division/5/1/1>>